

# 雇用保険制度改正に係る周知用リーフレットの訂正について

平成19年7月4日

## P. 2の上段部分（\*赤字が訂正箇所）

（誤）

### 2 育児休業給付の給付率が50%に上がります

- 給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。
- 平成19年**4月1日**以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

（正）

### 2 育児休業給付の給付率が50%に上がります

- 給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。
- 平成19年**3月31日**以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。